

議案第 4 4 号

専決処分の承認を求めるについて

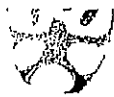
地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

(提案理由)

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により、承認を求めるため提案するものであります。



専 決 処 分 書

専決第2号

上告の提起及び上告受理の申立てについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年4月28日

宇治市長 松 村 淳



上告の提起及び上告受理の申立てについて

大阪高等裁判所令和2年（ネ）第2417号損害賠償等請求控訴事件及び令和3年（ネ）第110号損害賠償等請求附帯控訴事件について、令和4年4月15日に言い渡された判決に対して不服があるので、次のとおり上告の提起及び上告受理の申立てをする。

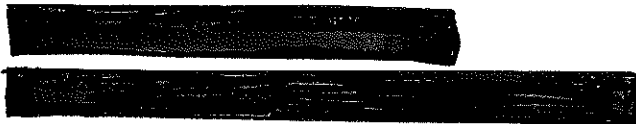
1 当事者

上告人兼上告受理申立人

宇治市宇治琵琶33番地

宇治市 宇治市長 松村 淳子

被上告人兼相手方



## 2 判決の主文

- (1) 控訴人の本件控訴を棄却する。
- (2) 被控訴人の附帯控訴に基づき、原判決中被控訴人関係部分を次のとおり変更する。
- (3) 控訴人は、被控訴人に対し、1269万4773円及び1246万9707円に対する平成24年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (4) 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- (5) 訴訟費用中、当審において生じた部分（控訴費用、附帯控訴費用を含む。）及び原審において控訴人と被控訴人との間に生じた部分は、第1、2審を通じてこれを10分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

## 3 上告の趣旨

原判決のうち上告人兼上告受理申立人敗訴部分を取消し、さらに相当の裁判を求める。

## 4 上告受理の申立ての趣旨

- (1) 本件上告を受理する。
- (2) 原判決のうち上告人兼上告受理申立人敗訴部分を取消し、さらに相当の裁判を求める。  
との裁判を求める。

## 資 料

### 1 概要

原告である [REDACTED] が運営する旅館が「平成24年8月13日から同月14日にかけての豪雨の際に床上浸水の被害を受けたのは、旅館の近傍を流れる山王谷川に設置されたスクリーンの構造や旅館に隣接する排水機場の運用方法に設置又は管理の瑕疵があったからである」として、本市に対し損害賠償を求めたものである。

### 2 上告の理由

- (1) 本件河川流域において、土砂災害を引き起こすような集中豪雨が発生することは容易に想定できたとの第一審の判決を踏まえ、第二審では、過去に土砂災害が発生したことはなく、土砂崩れの発生を予測させる事実すらなかったとの第一審の主張に加え、斜面崩落発生の危険性について、時期や場所等を具体的に予知・予測することは、困難である等の過去に示された判例を新たに提示し、当時の京都府南部地域豪雨が想定を超える大災害であり、土砂災害の発生を予見することは困難であったとの主張を行ってきたが、第二審の判決は、本件河川流域には護岸工事がされていない区間があることから、山崩れや崖崩れが起きやすくなる程度の雨が降ることは想定でき、土砂崩れが発生する危険性があることは、予見可能であったという内容のものであり、こうした裁判所の判断は納得できるものではない。
- (2) 本件スクリーンが目幅20cmの縦縞スクリーンに改修する対策が講じられていれば、被害の発生を回避で

きた可能性が相応にあったとの第一審の判決を踏まえ、第二審では、本件溢水は、土砂崩れによる流木や大量の土砂等通常あり得ない流下物が押し寄せたことが原因となって発生したものであり、仮にスクリーンが目幅20cmであっても溢水を回避できなかったこと、また、スクリーンの役割は、下流の暗渠管が閉塞しないよう落ち葉や一定量の土砂等を暗渠の入口で堰き止めることであり、本件スクリーンの設置以降、本件災害発生時まで約18年間にわたり溢水を発生させることなくスクリーン本来の役割を果たしてきたこと等について主張してきたが、第二審の判決は、本件溢水は、本件スクリーンが土砂や枝葉等の流下物を捕捉して閉塞したことにより発生したものであり、本件スクリーンの構造の瑕疵及びその設置、あるいは改修するなどの対策を講じなかった点で管理に不備があったという内容のものであり、こうした裁判所の判断は納得できるものではない。

よって、本市がこれまで主張してきた内容と今回の判決は相反するもので受け入れがたいものと判断し、最高裁判所に上告するものである。